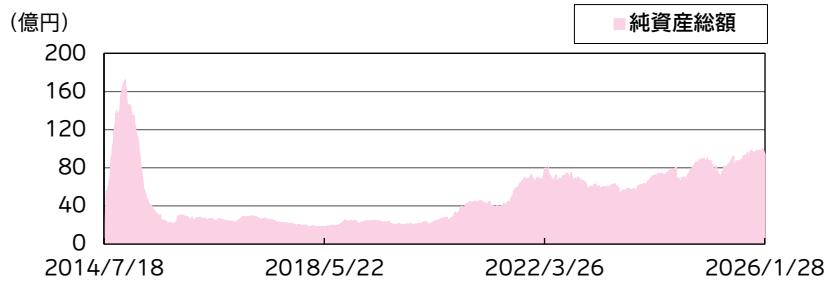
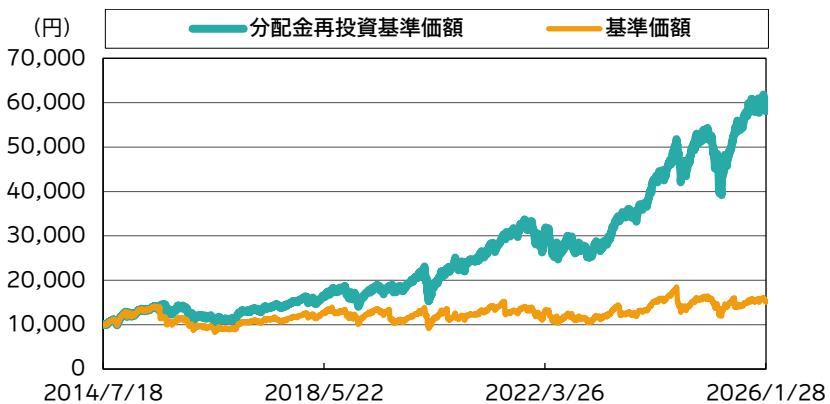


追加型投信／海外／株式

## 運用実績

### 運用実績の推移

(設定日:2014年7月22日)



※基準価額は、信託報酬控除後の価額です。設定前営業日を10,000円として指数化しています。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

### 基準価額・純資産総額

	当月末	前月末
基準価額(円)	15,108	15,757
純資産総額(百万円)	9,368	9,798

※基準価額は、1万口当たり。

	基準価額(円)	基準日
設定来高値	18,499	2024/07/11
設定来安値	8,235	2016/06/28

※同一の基準価額が複数ある場合、直近の日付を表示しています。

### 騰落率(税引前分配金再投資) (%)

1ヶ月	-4.1
3ヶ月	-3.5
6ヶ月	4.7
1年	10.3
3年	118.1
5年	133.7
10年	371.1
設定来	480.5

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。

※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定來の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

### 分配金の実績(税引前)(直近3年分)

期	決算日	分配金(円)
第9期	2023/07/18	2,100
第10期	2024/07/16	2,700
第11期	2025/07/15	2,300
設定来累計分配金		18,200

※分配金は、1万口当たりの金額です。

※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### ポートフォリオ構成 (%)

株式等現物	95.7
現金等	4.3
合計	100.0
株式先物	-
株式実質組入(現物+先物)	95.7

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。

※現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

組入上位10業種 (%)

	業種	組入比率
1	半導体・半導体製造装置	20.9
2	ソフトウェア・サービス	15.9
3	一般消費財・サービス流通・小売り	11.6
4	メディア・娯楽	9.3
5	資本財	8.0
6	金融サービス	7.3
7	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.2
8	消費者サービス	6.6
9	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.9
10	ヘルスケア機器・サービス	2.2

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。

※業種は、世界産業分類基準(GICS)によるものです。

通貨別組入比率 (%)

	通貨	組入比率
1	USドル	95.7

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。

組入上位10銘柄 (%) (組入銘柄数 31)

	銘柄 業種	国・地域/ 通貨	組入比率
1	NVIDIA CORP 半導体・半導体製造装置	アメリカ/ 米ドル	10.0
2	AMAZON.COM INC 一般消費財・サービス流通・小売り	アメリカ/ 米ドル	8.6
3	MICROSOFT CORP ソフトウェア・サービス	アメリカ/ 米ドル	7.6
4	BROADCOM INC 半導体・半導体製造装置	アメリカ/ 米ドル	6.1
5	ALPHABET INC-CL C メディア・娯楽	アメリカ/ 米ドル	5.2
6	APPLE INC テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ/ 米ドル	4.9
7	TAIWAN SEMICONDUCTOR SP ADR 半導体・半導体製造装置	台湾/ 米ドル	4.8
8	META PLATFORMS INC メディア・娯楽	アメリカ/ 米ドル	4.1
9	ORACLE CORP ソフトウェア・サービス	アメリカ/ 米ドル	3.7
10	ELI LILLY & CO 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ/ 米ドル	3.5

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。

※業種は、世界産業分類基準(GICS)によるものです。

※国・地域は、原則として法人登録国または地域を表示しています。

※当該個別銘柄の掲示は、銘柄推奨を目的としたものではありません。

## マーケット動向とファンドの動き

1月の米国株式市場は下落しました。上旬は、12月の雇用統計で労働市場の堅調さが示された一方、ハイテク株の割高感が意識されたことから、レンジ内での動きとなりました。中旬は、米企業の決算発表が始まり様子見姿勢が強まるなか、トランプ大統領がグリーンランドを取得するまで欧州に追加関税を課すと表明し、米欧間の緊張の高まりが意識されたため、下落しました。下旬は、欧州への追加関税措置を見送ったことから安心感が広がり、反発しました。しかし月末には、一部の大型ハイテク銘柄の決算が市場の高い期待に届かず、上昇幅を縮めました。セクター別では、情報技術やヘルスケアセクターの下落が目立ちました。為替市場では、米ドルは円に対して下落しました。

こうした中、当ファンドの基準価額は下落しました。個別銘柄では、デジタルスポーツエンターテイメントを提供するドラフトキングスや法人向けソフトウェアやクラウドサービスを提供するオラクルなどがマイナス寄与しました。

## 今後のマーケット見通しと今後の運用方針

米国経済は底堅く推移しており、2026年の米国株式市場に対する明るい見通しを維持しています。株価上昇の恩恵を受けている高所得者層を中心に消費支出も堅調な傾向にあり、失業率は過去と比べて低い水準にあります。また、FRB(米連邦準備理事会)の利下げにより資本調達コストが低下し、経済成長がより広い分野に広がることが期待されます。加えて、規制緩和や税制改正、M&Aなどによる市場への追い風も見込まれます。

このような環境の中、運用チームはAIと電力インフラ、デジタル化、ヘルスケア領域のイノベーション、クラウドへの移行やリショアリング(生産拠点の国内への移転)などの長期のテーマに注目しています。AIについては、需要が供給を上回る傾向が続いているため、大手企業を中心に設備投資が加速しています。これは、AI関連インフラを提供する企業だけでなく、AIを活用する企業も含めたバリューチェーン全体に恩恵をもたらしています。今後も、様々な企業が既存製品やサービスにAIを統合する中、業務プロセスの自動化や産業に特化したサービスなどにより幅広い産業の生産性が向上すると考えています。

運用チームは引き続き、株式市場の動向やマクロ経済を注視

しながら、企業のビジネスモデルやファンダメンタルズの評価に取り組んでいきます。今後も、競争優位性が高く、経済や市場環境に左右されずに成長が見込める企業に投資していく方針です。

※マーケット動向とファンドの動きは、過去の実績であり将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、見通しと運用方針は、作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、原則、四捨五入して表示しています。

※当資料中の各数値等は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、  
投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。

「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

## ファンドの特色

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

1. 主として米国株式<sup>(\*)</sup>の中から、高い利益成長が期待できると考えられる銘柄を厳選して、集中投資を行います。
  - 銘柄選択にあたっては、ジャナス独自のリサーチに基づき、魅力的な成長機会を捉え、高い資本利益率をもたらすと考えられる企業に注目します。なお、米国株式以外の株式にも投資する場合があります。
  - 厳選した30～50銘柄程度でポートフォリオを構築し、原則として株式の組入比率は高位を保ちます。
  - 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
2. 株式等の運用にあたっては、ジャナス・ヘンダーソン・インベスターZ・US・エルエルシーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。
3. 年1回の決算日において、収益分配を行うことをめざします。

- 年1回の決算日(毎年7月15日(休業日の場合は翌営業日))において、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※ 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

## 主な投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。  
これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

### ● 株価変動リスク

当ファンドは株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

### ● 為替リスク

当ファンドは、組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

### ● 集中投資リスク

当ファンドは、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があり、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

### ● 流動性リスク

当ファンドにおいて有価証券等を売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

### ● 信用リスク

当ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)	信託期間	2049年7月15日まで(2014年7月22日設定)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)	線上償還	<p>次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(線上償還)することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合</li> <li>・受益権口数が10億口を下回ることとなった場合</li> <li>・やむを得ない事情が発生した場合</li> </ul>
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。		
換金単位	販売会社が定める単位		
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額	決算日	毎年7月15日(休業日の場合は翌営業日)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。	収益分配	<p>年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。</p> <p>※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。</p>
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。		
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 •ニューヨーク証券取引所の休業日 •ニューヨークの銀行の休業日	課税関係	<p>課税上は株式投資信託として取り扱われます。</p> <p>原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。</p> <p>当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <p>※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。</p>
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。		
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。		

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。

「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。



アセットマネジメントOne

## ファンドの費用

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。  
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

### ● 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 <b>3.3%(税抜3.0%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

### ● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.925%(税抜1.75%)</b> ※信託報酬には、当ファンドの株式等の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(ジャナス・ヘンダーソン・インベスターーズ・US・エルエルシー)に対する報酬(当ファンドの信託財産の純資産総額に対して年率0.50%)が含まれます。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

## 投資信託に関する留意点

投資信託は、

- 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

- 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

## 当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

### ◆収益分配金に関する留意事項◆

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

### 委託会社およびファンドの関係法人

- <委託会社>アセットマネジメントOne株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号  
加入協会:一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会
- <受託会社>みずほ信託銀行株式会社  
<販売会社>販売会社一覧をご覧ください。

### 委託会社の照会先

- アセットマネジメントOne株式会社  
コールセンター 0120-104-694  
(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)  
ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

## 販売会社一覧

○印は協会への加入を意味します。

2026年2月10日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○		
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第50号	○			○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	○	○	○		
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第8号	○				
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第188号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○	
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3335号	○	○			
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	○				
西村証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第26号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○		
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○			
三豊証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第7号	○				
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第24号	○				※1

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

## 販売会社一覧

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

○印は協会への加入を意味します。

2026年2月10日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

## 指数の著作権などについて

世界産業分類基準(GICS)は、MSCI Inc.(MSCI)およびStandard & Poor's Financial Services LLC(S&P)により開発された、MSCIおよびS&Pの独占的権利およびサービスマークであり、アセットマネジメントOne株式会社に対し、その使用が許諾されたものです。MSCI、S&P、およびGICSまたはGICSによる分類の作成または編纂に関与した第三者のいずれも、かかる基準および分類(並びにこれらの使用から得られる結果)に関し、明示黙示を問わず、一切の表明保証をなさず、これらの当事者は、かかる基準および分類に関し、その新規性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性についての一切の保証を、ここに明示的に排除します。上記のいずれをも制限することなく、MSCI、S&P、それらの関係会社、およびGICSまたはGICSによる分類の作成または編纂に関与した第三者は、いかなる場合においても、直接、間接、特別、懲罰的、派生的損害その他一切の損害(逸失利益を含みます。)につき、かかる損害の可能性を通知されていた場合であっても、一切の責任を負うものではありません。